



平成 29 年 4 月 24 日

各 位

会社名 株 式 会 社 四 国 銀 行  
代表者名 取 締 役 頭 取 山 元 文 明  
(コード：8387、東証第1部)  
問合せ先 取締役総合企画部長 小 林 達 司  
T E L (088)823-2111 (代表)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の第203期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）で必要な承認が得られることを条件に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本件に関する株主総会付議議案につきましては、平成29年5月の取締役会にて決議する予定です。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家の皆さまの利便性を向上させるため、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めております。

東京証券取引所に上場している当行といたしましては、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するものです。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成29年10月1日

(ご参考) 平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

###### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が可決されることを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準（全国証券取引所が望ましいとする水準である5万円以上50万円未満）に調整するとともに、投資単位を引き下げることにより投資家の皆さまがより一層投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を行います。

### (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日）	216,500,000株
併合により減少する株式数	173,200,000株
併合後の発行済株式総数	43,300,000株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 (平成29年10月1日付)
500,000,000株	100,000,000株

### (3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満所有株主	304名（3.17%）	377株（0.00%）
5株以上所有株主	9,300名（96.83%）	216,499,623株（100.00%）
総株主数	9,604名（100.00%）	216,500,000株（100.00%）

(注) 5株未満のみご所有の株主さまは、株式併合により当行株主の地位を失うこととなります。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主さまに対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(5) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更いたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5億株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
<新設>	<u>附則</u> <u>第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、本附則は同日をもって、これを削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年4月24日
定時株主総会決議日	平成29年6月27日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

以 上

【ご参考】

単元株式の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所での売買の単位となる株式数を変更するものです。  
今回当行では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか？

A2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
今回当行では、5株を1株にいたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当行株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も当行株式の投資単位を適切な水準（5万円以上50万円未満）に調整するとともに、投資単位を引き下げる（現行の2分の1）ことにより投資家の皆さまがより一層投資しやすい環境を整えることを目的として、当行株式について5株を1株にする併合を行うことといたします。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？

A4. 株主さまの株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。  
具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
①	5,500株	5個	1,100株	11個	なし
②	1,537株	1個	307株	3個	0.4株
③	333株	なし	66株	なし	0.6株
④	1株	なし	なし	なし	0.2株

例①に該当する株主さまは、特段のお手続はございません。

例②③④に該当する株主さまは、株式併合の結果、1株未満の端数が生じるため、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主さまに対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

例④のように効力発生前の所有株式が5株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなるため、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたく存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値には影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さま所有の当行株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主さま所有の株式数は、株式併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となり、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか？

A 6. 株主さまのご所有の株式数は、5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式については当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 7. 特に必要なお手続きはございません。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか？

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主さまは、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記（※）の当行株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 株主優待制度はどうなりますか？

A 9. 今年度の株主優待制度に変更はありません。

来年度以降も株主優待制度は継続しますが、今回の単元株式数の変更および株主併合を踏まえ、今後適切に見直してまいります。

Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A10. 次のとおり予定しております。

平成 29 年4月 24 日(月)	取締役会決議日
平成 29 年6月 27 日(火)	定時株主総会決議日
平成 29 年9月 26 日(火)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年9月 27 日(水)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月1日(日)	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 11 月中旬	株式割当通知の発送
平成 29 年 12 月中旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒168 - 8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
電 話 0120-288-324  
受付時間 午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）